

特定非営利活動法人地学オリンピック日本委員会における 個人情報の取り扱いについて

1. 目的

この取り決め（以下「本指針」という）は、特定非営利活動法人地学オリンピック日本委員会（以下「JESO」という）の行う諸活動において、個人情報の適正な取り扱いを確保するため、取り扱いの指針をまとめたものである。

2. JESO が取り扱う個人情報の内容と目的

JESO は、日本地学オリンピック大会および国際地学オリンピック大会に関する業務が円滑に遂行されるために、以下にあげる個人情報にかかわる活動を行う。

- (1) 派遣生徒の選抜・決定等を目的とした、選抜試験（日本地学オリンピック大会）等における生徒の能力および海外派遣への適性等の情報収集
- (2) 日本地学オリンピック大会および国際地学オリンピック大会の普及・発展を目的とした、活動内容・結果の紹介や情報周知に関する広報活動
- (3) 国際地学オリンピック大会派遣等の実施に関連する生徒・随行教員、オブザーバー等の個人情報の把握
- (4) その他、日本地学オリンピック大会および国際地学オリンピック大会に関連する業務を執り行う上で必要となる最小限度の情報収集

3. 個人情報の保護

2 に規定された諸活動を行うにあたり、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、文部科学省告示第 161 号をはじめとした、個人情報の保護に適用される法令およびその他の規範を遵守し、その適用範囲外の事項においても、個人情報保護に充分配慮するように努める。JESO の諸活動において、やむを得ず個人情報の収集を行う必要が生じた場合は、必要最小限にとどめ、かつ利用目的の範囲内で適切に取り扱うように努める。また、収集した情報の漏えい・滅失又はき損の防止に必要な措置を講じる。

個人情報を適切に管理するため、個人情報保護に関する指針を制定するとともに、JESO 内に個人情報管理委員会をおく。

4. 個人情報管理委員会

個人情報管理委員会は、日本地学オリンピック大会および国際地学オリンピック大会実施のために収集した個人情報を適切に管理し、情報の保護、漏洩防止に努める。個人情報管理委員会の構成員は、JESO 内で協議の上決定し、個人情報管理委員会に個人情報管理責任者を置く。個人情報管理責任者は個人情報を取り扱う委員に対し、その責務の重要性を認識させ、具体的な個人データの保護措置に習熟させるため、必要な教育及び研修を行う。

5. 個人情報取り扱いに関する留意事項

JESO の諸活動においては、特定個人の不利益となりうる個人情報の保護に十分な配慮を払うものとする。ただし、日本地学オリンピック大会および国際地学オリンピック大会が持つ公共性を踏まえ、日本地学オリンピック大会および国際地学オリンピック大会遂行上公開が望ましいと判断された場合は、個人の不利益とならない範囲で公開を行うものとする。情報公開の可否は、以下の原則にしたがって判断するものとする。

- (1) 原則として、JESO、日本地学オリンピック大会および国際地学オリンピック大会の活動上で入手した関係者の個人情報は公開しない。ただし、日本地学オリンピック大会の成績優秀者および国際地学オリンピック大会選抜者（及び補欠者）の氏名・性別・所属学校・学年および国際地学オリンピック大会での成績等、社会通念上公開が妥当なものについてはこの限りでない。
- (2) 原則として日本地学オリンピック大会および国際地学オリンピック大会の参加者等の顔と名前・所属等が一致するような形での情報掲載はしない
- (3) 原則として国際地学オリンピック大会参加者について、国際地学オリンピック大会と直接関連のない以下の個人情報データは公開しない
 - (ア) 生徒及び保護者の戸籍・住民票に関する情報（生年月日、住所・電話番号、親族関係等）
 - (イ) 生徒及び保護者の、国際地学オリンピック大会に関連のない経歴に関する情報（出身・学歴等）。
 - (ウ) 生徒及び保護者の思想、信条に関する情報（信仰、宗教、主義、主張、支持政党等）
 - (エ) その他プライバシーの侵害となるおそれのある個人生活に関する情報
- (4) 日本地学オリンピック大会および国際地学オリンピック大会の活動に関連して、以下のような個人情報公開の必要が生じた場合は、当事者の了解を得た上で公開を行う。
 - (ア) 個人が特定できる写真等
 - (イ) 国際地学オリンピック大会参加者についての詳細情報
 - (ウ) 国際地学オリンピック大会参加に当たって、参加者が作成した原稿等
 - (エ) その他、原則として公開対象でないが、国際地学オリンピック大会に関して公開することが必要となる情報

6. 肖像権の取り扱い

JESO は、国際地学オリンピック大会の発展のために、日本地学オリンピック大会および国際地学オリンピック大会に関する情報を積極的に発信する。情報発信に際しては、インターネットを活用した即時的・効率的な公開を行うが、インターネットの無志向性の情報

発信の危険性を十分考慮して、個人情報の取り扱いに慎重を期すとともに、公開画像等に対する肖像権である人格権と財産権の尊重に努める。

7. 肖像権の取り扱いに関する留意事項

JESO の諸活動において画像等の公開を行う場合は、以下の点に留意する。

- (1) 原則として個人を特定できるような写真等は公開しない。もし、個人の特定できる画像の公開を行う場合は、本人および高校生については保護者の同意を得たうえで行う。
- (2) 外部公開が予定される画像等については、撮影時等にあらかじめ関係者の承諾を得るものとする。なお、承諾を得られない関係者の画像等は除外する。
- (3) 個人が特定・識別できない画像（背面・身体の一部）等の掲載については、上記の原則を尊重した上で、本人の同意がなくても掲載をすることがある。
- (4) 集合写真のように、被写体が不特定多数の人々に見られることを前提としている場合は、画質等を考慮して掲載の可否を判断する。
- (5) 公開する画像等については、被写体の財産権に配慮し、本来の構成内容からかけ離れるような過度の修正は行わない。

8. 附則

（利用及び提供の制限）

JESO が入手した個人情報は、法令に定める場合を除き、事前に関係者の同意を得ることなく、第三者への開示・提供は行わない。また、業務上個人データを部外へ提供することが必要となる場合は、提供先に対しても、個人情報の安全性が確保されるよう必要かつ適切な監督を行う。

（情報の訂正・削除等）

公開した画像等について、本人・保護者・親族からの訂正・削除等の請求があった場合は、いついかなる場合でもその意向を尊重し、速やかに対応をとるものとする。

9. 公布

本指針は、平成 22 年 4 月 1 日より効力を持つ